

バーの数が地区内と地区外とでは異なっていることである。つまり地区が財産区管理会のメンバーとして行政に届けているのは地方自治法に従い7名のみだが、地区内では32名の住民がメンバーとされているのである。このメンバーの数という表面的な事実からも、地区が固有性を加味して財産区の組織化をはかっていることがわかる。

では地区の成員権はどうなっているのだろうか。財産区の場合には、地区内住民に対して財産区財産についての権利者の制限を設けている地区が少なくない。その場合、財産区管理会のメンバーも権利者に限定されるのが通常である。ところが川面地区の場合には、「規約」に権利者を明記していない。また旧村民のあいだでもメンバーを限定していこうとする動きはない。それはこの地区が選択している財産区の開放化のあり方と大きく関わっていきそうである。

そこで「規約」と第3表の「川面財産区管理会名簿」を併用しながら開放化の実態に迫っていくことにしよう。

「規約」は「川面財産区管理会」の構成員について「地区内自治会長、各地区から選出された者、水利組合代表および顧問をもって構成する」と定めている。したがって川面地区の財産区の管理組織は、顧問をのぞけば、①地区内の全ての自治会長、②各地区から選出された者、③地区内の水利組合の代表者によって構成されている。このような組織構成は昭和36年当時から変わっていない。

説明の便宜上、②から説明する。②で「各地区から選出された者」とは六町のみ認められている制度で「町推薦」とよばれる人々を指している。この「町推薦」の人々は、各「町」の旧村民から選ばれることになっている。③では地区内の溜池の中で、財産区の所有する溜池に水利権をもつ水利組合の代表者が参加する。この人々も旧村以来の住民である。

ここで重要なのは①である。現在の川面地区内にはマンションや社宅の自治会を除いて12の自治会が存在している。地区内の自治会は先にふれたように来住者と地元住民によって構成される自治会と、戦後の宅地開発に伴う人口増加によって結成された来住者から構成される自治会とにわけることができる。前者の池田、鍋野、小場、大道、

旭町、宮の町の六町は、戦前にさかのぼる地域組織の伝統をもつ自治会である。この六町は戦後の宅地開発によって地区内が12町に増えた現在でも「川面六町」とよばれ、秋の祭礼に用いるだんじりを所有する単位となっている。もっともこの「川面六町」の自治会長も現在では、転入者が多数を占めるようになっており、六町以外の自治会長は、すべて転入者によって占められている。川面財産区管理会には、新旧をとわずこの12の自治会長が参加しているのである。

一般には、このような組織のあり方は、財産区に対する村民の立場を弱めることになるだろう。なぜなら、あらたにできた自治会長をメンバーに含むことによって、権利者を制限することが不可能になるからだ。しかし川面地区では自治会長の参加については、複雑な感情を持つ人はあっても、廃止したり制限するなどの意見はない。

それどころか現在の財産区の役員は「財産区の会員は地区の住民」であると述べたり、「昨日来た人も、今日来た人にも権利がある」ことを川面地区の特徴としてむしろ強調しているのである。この役員の発言は、実際に財産（溜池）が売却された際に、各自治会に対して世帯数に応じて「配当」がなされていることによって裏付けられるだろう。もっとも「川面六町」とよばれる地域の自治会には新規に結成した自治会よりも多くの分配収益が配分されている。

財産区の管理している地区の施設の利用についてはどうだろうか。現在の川面財産区で管理している財産は、溜池の他に、会館（共同利用施設）、共同墓地がある。前者は区の時代から地区が所有していた会館が老朽化していたため、昭和51（1976）年に地元が土地を提供するという条件で、財産区と市、運輸省の共同出資により「共同利用施設川面会館」として立て替えたものである。利用者は川面地区住民となっており、地区全体の会館として利用されている。

後者の墓地を利用する権利は、長らく村民のみが利用してきたが、最近になって転入者も利用できるよりに変更された。もっともそこには優先順位があり、①地区内に居住する（住宅を所有する）分家、②地区内に居住（住宅を所有する）する転入者に分けて墓地を利用する権利を認めている。